

## NHKインターネット活用業務実施基準の変更素案に対する意見

### 1. 2025年4月1日施行の変更素案

#### 附則第4条

- 2025年4月1日からの6カ月間に2号受信料財源業務および3号受信料財源業務の実施に要する費用の上限を、それぞれ2024年度実施費用の半年分としていますが、本年4月から理解増進情報の一部サービスを終了したことなどから、単純に折半した上限額とすることに違和感があります。今後、実施計画において費用の明細を明らかにし、できる限り抑制的な運用に努めるべきです。

### 2. 2025年10月1日施行の変更素案

#### 第10条(旧)

- 第10条(旧)を削除するにあたり、「改正法では、任意的配信に関する努力義務は規定されていない。(中略)民放協力については必要的配信に関して努力義務が設けられた。法に対応して実施基準の規定は削除するが、民放協力は必要的配信に限定せず、任意的配信においても対応していく」とのNHKの考え方が記載されました。こうした姿勢は重要です。
- 本実施基準の変更後は、民放のテレビ番組配信サービス「TVer」等およびインターネットラジオ「radiko」への協力について、インターネット活用業務実施計画への記載は割愛されるものと思いますが、今後も民放の求めに応じ、より積極的な姿勢で協力することを業務計画などに明記し、遂行していただくよう要望します。
- 基幹放送が普及・発展し、多様かつ多彩な情報を社会に伝えるうえで、財源と組織が異なるNHK・民放の二元体制が功を奏してきましたが、民放事業者の経営環境は厳しさを増しており、両者の協調・協働がますます重要になっています。放送ネットワークインフラの共同利用の検討にあたっては、放送法第20条第6項、第7項に基づき、民放への協力を一層強め、基幹放送の維持・発展に努めていただくよう要望します。

#### 第11条

- 現行の実施基準に規定されているとおり、NHKプラスによる地上テレビ放送の同時・見逃し配信は、▽受信契約を確認するため情報提供を求めるメッセージを表示、▽情報提供をして利用申し込みを行った者にIDを付与、▽IDとパスワードを入力して初めて視聴できる——という仕組みです。これらのサービスを必要的配信業務に移行する際の誤受信防止措置の在り方について、並行して検討が行われるものと思いますが、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じていただくよう要望します。

以上